

令和5年度第10回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年1月15日（月）午後3時22分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第10回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
4番 大内 将 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名
5番 加藤 不二夫
- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 三春町農用地利用集積計画について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。
9番 小林 孝 委員 10番 新田 俊男 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、鷹巣地内そば遊膳たむら屋から南西へ200mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委員： 1月11日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ、また一部作付されており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、西方地内カフェnanaraから南へ150mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

- 委員： 1月11日午前9時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長： 続いて、No3について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、小浜海道橋から北へ100mのところでは。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 12番 本田 儀 勇 委員、現地調査報告
- 委員： 1月9日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、作付されている様子もあり、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 6番委員： 譲受人の三春町内での所有農地はどのくらいですか。
- 事務局： 3条申請書には所有している農地全体の数字しか記載箇所が無いので、そこまでは把握しておりません。
- 議長： ほかに質問・意見はございませんか。
- 全員： 質問、意見等なし。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は、御祭団地南側入り口から南へ 5 0 m のところです。

事務局： (議案朗読)

議 長： こちらの現地調査は私が行って参りましたので、私からご報告させていただきます。

委 員： 1 3 番 橋 本 正 亀 委員、現地調査報告

委 員： 1 月 5 日午後 3 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を雑種地に、なお雑種地とは位置図にも記載のとおり貯水池になっております。東側を公衆用道路に、西側と南側を農地に囲まれています。しかし、西側と南側の農地は農地は現在耕作されておらず、また南側の農地とは 1 m 程度の高低差があるため、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は、過足字岩ノ入地内共同墓地から南へ 2 0 m のところです。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした2番 山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員： 1月5日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を原野に、東側と南側を公衆用道路に、西側は農地と宅地に囲まれています。しかし、西側の農地とは2m程度の高低差があるため、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地に太陽光パネルを設置しようとするものです。

場所は、込木地内消防団屯所から北東へ300mのところ

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした4番 大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内将 委員、現地調査報告

委員： 1月5日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側と東側を公衆用道路に、西側と南側を農地に囲まれています。しかし、西側、南側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 8番委員： 譲受会社の概要を教えてください。
- 事務局： 申請書添付の定款等に沿って説明。
- 議 長： ほかに質問・意見はございませんか。
- 全 員： 質問、意見等なし。
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地に太陽光パネルを設置しようとするものです。
場所は、上舞木大峯地内元消防団屯所跡地から南西へ 5 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議 長： 現地調査をした 7 番 内藤委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告
- 委 員： 1 月 5 日午後 3 時 3 0 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側、西側、南側を農地に、東側は公衆用道路を挟み農地に囲まれています。しかし、北側、西側、南側の農地は申請者本人所有の農地であり、なお 1.5m 程度の高低差があります。また、東側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われまます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 9番委員： No. 3 の計画と比べ、面積に対してパネルの枚数が少ないように感じますが。

- 6番委員： 申請地は東西を山に囲まれ、日照の確保が難しく、このような配置で設置するのでは無いかと推測されます。
- 議長： ほかに質問・意見はございませんか。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第32号 三春町農用地利用集積計画について

- 議長： 「議案第32号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。
- それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 6番委員： 株式会社希望ファーム分については契約継続ですか。
- 事務局： そのとおりです。
- 議長： ほかに質問・意見はございませんか。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第10回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和5年度第10回三春町農業委員会を午後4時35分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

9 番委員 小林 孝

10 番委員 新田 俊男
